

## 一宮町民生委員児童委員協議会会則

### (名 称)

第1条 本会は一宮町民生委員児童委員協議会と称す。

### (事務所)

第2条 本会の事務所を一宮町役場福祉健康課内に置く。

### (組 織)

第3条 本会は一宮町内担当の民生委員児童委員並びに主任児童委員で組織する。

### (目的及び事業)

第4条 本会は民生委員児童委員の活動を推進するための連絡、研究及び識見高揚を図ることを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 民生委員児童委員が担当する区域又は、事項を定めること。
- (2) 民生委員児童委員の職務に関する連絡及び統制をすること。
- (3) 民生委員児童委員の職務に関して、県町関係行政機関との事業に協力すること。
- (4) 必要な資料及び情報を集めること。
- (5) 民生委員児童委員として、その職務に関して互いに励まし研究及び修養に努めること。

### (役 員)

第5条 本会に役員を次のとおり置く。

- (1) 会長1名・副会長2名・会計2名・監事1名・書記2名
- (2) 役員は、本会を組織する民生委員児童委員のうちから互選によってこれを定める。
- (3) 会長は、本会を代表し会務を総括する。副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、その職務を代行する。
- (4) 役員の任期は、3年とする。ただし再任を妨げない。補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会 議)

第6条 本会の会議は協議会及び役員会とする。

- (1) 協議会、役員会は、会長が招集し、その議長となる。

- (2)役員会は、会長、副会長、会計及び庶務で構成し担当課長ならびに社協事務局長の出席を求めることができる。
- (3)協議会は、毎月1回開催する。ただし必要があるときは、臨時に開くことができる。
- (4)協議会の議事は、出席民生委員児童委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (5)協議会は、出席して意見を述べることのできるものは、民生委員児童委員のほか、関係行政機関を代表するものであること。ただし、決議には、加わることはできない。
- (6)議決された事項に関し、必要に応じて、関係機関に意見を具申するものとする。

#### (会 計)

第7条 本会の経費は、会費、助成金、寄附金その他を以って、これに充てる。

- (1) 本会の予算は毎会計年度ごとに調整し、承認をうけるものとする。
- (2) 慶弔、歓送迎規定等は別にこれを定める。
- (3) その他、必要と認められたもの。

#### (会計年度)

第8条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

#### (庶 務)

第9条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- (1) 事務局に幹事2名を置き、主幹課長がこれを定める。

附 則（施行期日）この会則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）この会則は、昭和61年12月1日から施行する。

附 則（一部改正）この会則は、平成7年12月1日から施行する。

附 則（一部改正）この会則は、平成12年6月7日から施行する。

附 則（一部改正）この会則は、平成23年2月14日から施行する。

附 則（一部改正）この会則は、平成25年12月1日から施行する。

附 則（一部改正）この会則は、平成28年12月1日から施行する。